令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

この申告書は、あなたの市民税・県民税を正しく算定する基礎となります。また、国民健康保険税の算定や児童扶養手当 などの給付資料、あるいは所得(課税)証明などを発行する場合の資料としても大切なものですから、この手引きをご覧 になり、ご自分で申告書を記入し、必ず申告してください。

- 市県民税は、令和6年1月1日現在掛川市に住所を有する人で、令和5年1月1日から 令和5年12月31日までの1年間で得た収入に対して課税されます。
- 申告相談受付の日程は、広報かけがわ1月号をご覧ください。

申告書の提出期限は3月15日です

所得税の確定申告をされる方は、この申告は不要です

申告をしなければならない人

1. 商業、農業、工業、医業などの事業収入がある人

- 2. 不動産、利子、配当、譲渡などの収入がある人
- 3. 外交員(生命保険営業、集金人、商品販売外交員など)、内職、個人教授などをされている人
- 4. 大工、左官、日雇い労働などで、日給月給の収入がある人
- 5.給与所得がある人で、次に該当する人
 - ① 派遣社員やパート職等で、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない人
 - ② 給与以外の収入(事業、公的年金、不動産、配当、譲渡所得など)がある人 ※所得税では、給与所得や退職所得以外での「所得の合計額」が20万円以下の場合、所得税の確定申告義務は 免除されていますが、住民税では申告する必要があります。
- 6. 公的年金等の収入額が400万円以下で他の所得の金額が20万円以下の人
- ※公的年金等の源泉徹収票に記載されていない社会保険料などの各種控除がある人は申告する必要があります。
- 7. 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする人
- 8. 所得控除を追加、訂正する人(年金受給者も該当します)

申告に必要なもの

- 1. 令和5年中の収入や支出がわかるもの
 - ●(給与、年金、雑収入などがある人)源泉徴収票、支払い証明書など
 - ●(事業所得、不動産所得がある人)収支内訳書、領収書、通帳など収入支出がわかる書類、前年度申告のある人は、前年度の収支内訳書の控
- 2. 所得の控除を受けるための証明書や領収書
 - 令和5年中に支払った社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料など)の支払額がわかるもの
 - 国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書
 - ●(医療費控除を受ける人)医療費控除に関する明細書(領収書の添付又は提示では不可)、保険金などで補てんされた金額がわかるもの
 - ●(配偶者特別控除を受ける人) 配偶者の所得が確認できるもの(源泉徴収票など)
 - ●(寄附金税額控除を受ける人) 寄附金受領証明書等
 - ●(国外居住親族に係る扶養控除等を受ける人)親族関係書類及び送金関係書類
- 3. 個人番号確認書類(マイナンバーカード等)及び身元確認書類(運転免許証・パスポート等)

所得のなかった人

申告の義務はありませんが、申告をされないと所得の有無が確認できず、申告義務のない人か、所得はあるのに申告を おこたっている人かの区別ができなくなり、各種の証明書発行に支障を来します。また、<u>国民健康保険税の算出</u> (軽減判定)や児童扶養手当等の資料になりますので、申告書裏面「前年中に所得のなかった方の記入欄」へご記入 いただき、必ず提出してください。

※申告書を郵送される場合には、必要事項をご記入のうえ、添付書類(源泉徴収票・収支内訳書等)を同封し、下記までお送り ください。なお、必ず連絡先をご記入ください。

お問い合わせ	掛川市	役所	市 税 課	市民税係
(送付先)	Ŧ436-8650	掛川市長谷-	一丁目1番地の1 電話	街 0537-21-1136

〔各種控除〕(令和5年1月~12月までに支払ったもの) ★は、申告する時にお持ちいただくもの	申告書表面	甲告	書の	書	き方
③社会保険料控除→ あなたが支払った社会保険料及び、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担すべき国民健康 の時期、国生なんの除す、人意保険料及び、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担すべき国民健康	 6 年度市民税・課民税 ■ 6 年度市民税・課民税 ■ 6 年度市民税・課民税 ■ 6 年度市民税・課民税 			b社員 -××××	〇×市#41 1999月日
保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料をあなたが支払った場合、その合計額。 ★ 領収書、支払証明書、源泉徴収票 ⑭小規模企業共済等掛金控除	×9#+ <u>オガサ 90</u>			8 4 5 6 1 1 3 4	7 8 9 0 1 2 556 MMM
小規模企業夫済掛金(旧第2種夫済掛金を除く。)、心身障害者扶養共済掛金及び確定提出年金の 個入型年金掛金がある場合。 ★領収書	本本小笠太郎 3. millos#ullionsealEnts+3.	3	· I · 10	小笠z	5郎 本人
(5)生命保険料控除 → あなたやあなたの配偽者又は親族を受取人とする <u>平成24年1月1日以後</u> に締結した保険契約等 (以下、「新契約」といいます。)の生命保険料をあなたが支払った場合、次の計算式Aで算出した金額。(限度額70000円)	3民健康保険 3民年金	154,500 156,770	- •	R 4 R 2 R 3	1,200,000
計算式 [生命保険料支払額をア〜エ A [に当てはめて計算した金額]+(個人年金保険料支払額をア〜 」+(介護医療保険料支払額をア〜 工に当てはめて計算した金額] 7 12000 円載での場合は――支払保険料へ主欠 2 + 6,000 円	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	311,270 120,000		4 * 9### *	3,400,000 1,300,000
ウ 32000 円超 56000 円までの場合は──支払5時数料×1 / 4 + 14,000 円 エ 56,000 円超の場合は────────────────────────────────────				や 他 タ 量 か 更 ね	600,000
等(以下、「旧契約」といいます。)の生命保険料をあなたが支払った場合、次の計算式Bで算 出した金額。(限度額70,000円) 計算式 [生命保険料支払額をアーエ] B [に当てはめて計算した金額]	48,000 Fi 6 0 678000 6 1 6 78000 6 1 6 78000 7 1 780000 7 1 780000 7 1 780000 7 1 780000 7 1 780000000000000000000000000000000000			* * # * @ # *	150,000
7 15,000 円までの場合は──支払保険料の金額 イ 15,000 円超 40,000 円までの場合は──支払保険料×1 / 2 + 7,500 円 ウ 40,000 円超 70,000 円までの場合は──支払保険料×1 / 2 + 17,500 円 工 70,000 円超の場合は──────────────────────────────────	0 1 3 8 800 8 8 3 4 800			* * * * *	200,000
※新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合、新契約の支払保険料等を計算式 Aで算出した金額と旧契約の支払保険料等を計算式Bで算出した金額の合計額となり、控除額は 20,000円が限度となります。(合計控除額の限度額は70,000円) ★支払額証明書(控除証明書)		123,500		* 8 8## * *	2,200,000
(6)地震保険料控除 → あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族の所有する家屋や生活用動産が地震等損害により 生じた損失の額をてん補する保険金が支払われる地震保険料をあなたが支払った場合、次の	長老 小笠一部 第 二次 小笠一部 第 二次 二次 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<>	15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			50,000 250,000 75,000
A + Bの金額。(限度額25,000円)(配当金や初展金は,保険料支払額から差し引いて計算します。) ※損害保険料整能は廃止されましたが、軽通措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害 保険契約等に係る保険料を支払った場合、下記Bによって計算した金額を控除できます。 (地震保険料支払額をす・イに) 」「田長期損害保険料支払額をウィンド)	 ● サム寺● 112134(55(5)7(819)) ● カあ● 日本 第二章 1 ● カキ● 日本 第二章 1 ● 日本 1 <l< td=""><td></td><td></td><td>1 4 RKAR 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</td><td>2,725,000 311,270 35,000</td></l<>			1 4 RKAR 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2,725,000 311,270 35,000
A 当てはめて計算した金額 地震保険料 7 50,000 円までの場合は	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				24,000
田長期 ウ 5,000 円までの場合は────────────────────────────────────		10000 03 10000 03			330,000 830,000 430,000
いずれか一方の控除額を選択してください。(絶震保険料と旧長期損害保険料がそれぞれ別の契約の 場合は、2つの控除額を組み合わせて限度額まで控除を受けられます。) ★支払額証明書(控除証明書)		000			1,960,270
本人該当控除 (あなた自身が該当する場合適用される控除) ⑦寡婦控除…26万円 夫と死別、離婚、夫が生死不明となった後再婚をしておらず合計所得金額が500万円以下で あって子以外の扶養親族がいる人、又は扶養親族が無くても、夫と死別か夫が生死不明となった 後再婚をしていない合計所得金額が500万円以下である人	1 次も 1 <u>久も</u> 2 次も (4人時号) 2 次も (4人時号) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				2.080.270
(1) ひとり親控除…30万円 現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明となっている人で合計所得金額が500万円以下 であって、生計を一にする子(健所得金額等が48万円以下)のいる人 **ひとり親、寡婦ともに、住民国の統所に「夫(朱品)」「妻(朱品)」と記載がある人や、事実上婚姻関係 と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外 (1) 勤労学生控除…26万円 大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下の人(ただし、自己の勤労)	 ②配偶者特別控除 次のア〜エの条件をすべて満たす場合、1 ア あなたの配偶者が接路対象距偶者 イ あなたのぞ和15年中の合計所得金! 133万円以下であること。 ウ 配偶者が事業専従者(常色・白色、 エ あなたの配偶者が、この把除の違、 	でないこと。(配偶 質が1,000万円以下 や他の者の扶養#	者控除と二重 で、あなたの問	に適用する	
によらない所得が10万円以下)が対象になります。 ★在学証明書又は学生証 迎馨書者控除 控除額…26万円(特別障害者は30万円・同居特別障害者は53万円) ◄	▶ ②扶養控除 あなたが扶養親族を有する場合には、扶 ●扶養親族とは…あなたと生計を一にする器				
あなたや同一生計配偽者、扶養親族が障がい者である場合に適用されます。 ●特別障害者とは…身体障害手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどの障がい 者のうち特に重度の隙がいのある人 ●同居特別障害者とは…特別障害者である同一生計配偽者や扶養親族で、あなたやあなたの配偽者、 あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人 ●同一生計配偶者とは…為なたと生計を一にする配偽者で、今和5年中の合計所得会額が48万円以	区 分 特定扶養親族 19歳以上23歳未満の人(老人扶養親族 70歳以上の人 (昭和29年1月1日以前生)	同居老親等 あなた あなた(同居老親等以外の人	平成17年1月 やあなたの配偶者 D配偶者との同身	の直系尊属 を常況とし1	(N8)
 ● 「一生的に)時者とは…のなたこと的を一にする自己時者で、 17413年半少行的所持金額が480万円以下の人(事業専従者を除く) ★身体練書者手板、精神障害者保健福祉手板、療育手板、障害者控除対象者認定書など ②配偶者控除 → あなたが次のア・イの条件を満たす控除対象症!偶者^(g1)を有する場合には、配偶者控除を適用す 	 一般の法養親族」特定は養親族・老人法養親 (注2) 6 親等内の血族及び3 親等内の如馬及 → 16歳未満の扶養親族(控除対象外) 平成20年1月2日以降に生まれた扶養親 	いう。 29基礎指	2 2,400万	計所得金 2,400万円以 円超~2,450	 額 控 下 43 万円以下 29
ることができます。(事業専従者を除く) ア あなたの今和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。 イ あなたと生計を一にする配偶者で、その配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下 であること。 (注1) 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人(昭和29年1月1日以前生)は老人控除対象配偶者という。	④ 課損控除 あなたや核除対象配偶者、扶養親族の有 損害を受けた場合、次のア、イいずれか ア 損失額(損害金額-保険金で補て、 イ (損失額のうち災害問題を以)) - 5< 子	多い方の金額。 んされる金額) − 素	(財など) が、		

- --(注2) 6 税券内の血族及び 3 税券内の知道をいう。 ► 16歳未満の扶養税族(控除対象外) 平成 20 年 1 月 2 日以降に生まれた扶養税族
- こことかできます。(学来寺院名を除く) ア あなたの今和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。 イ あなたと生計を一にする配偶者で、その配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下 であること。
- (注1) 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人(昭和29年1月1日以前生)は老人控除対象配偶者という。

申告書	表面				E	1	告書	ŧ	О.) 📲		き	方		
6		月 日 - 1				444		•				O×	(市場)	1	
							987.0			会社員		-	NYA B		
163	0	×å∆[町123	春地の	4		1000	_	00)-××	×х				
7957	7	ガサ	9	0	>		673				6 1		0 1 2		
* *		> 笠		t Ø				••		•	、笠 /		本人		
NIL . SH		-	4					-							
	**	民健康		×	i •		F00		-	* *	7		h		
-		国民年					.500 " .770								
								1	*	* *	-	1,20	00,000		
		* *				311	.270	2		4	-	3,40	00,000		
				-		120	.000	Ê		-	-	1,30	00,000		
	8.97		1808	1 10 1	1.4	***	許の許								
•	*		***						1 1 1 1 1		-	60	00,000	•	
					ŦE		F 9 H			-	-				L
		48,00		8					-		۴	19	50,000		
Λī.			en 1 🖥			i menerazi Nj									
											-	21	00.000		
	1 78 48				NJR:	****	·		*			~ ~	0,000		
	1 3 4			****	UK	a-a-a				- 4	۰			↲	Г
-	BRC			9 4 58	Щ:	* (6) 7 3	9 2 3			*			00,000		
141	д 6	小笠花				123	.500			0## # #		20	00.000		
		51617 笠一郎	8 9 0					•		_		4	50.000		
• L	6 J 8 8		415 61	181910	0.11		45			-	٠	29	50,000		
■ ■		21千代	16				#		# #	110 N			75,000	-	
	<u>***</u>	11213	4561	181910	0 2 3		38		*	11 1. 11. 15 (# 11)	•		25,000		
	***				- 1							3	11,270		
1 . A	_	2 千 巻 11213	11 🖸				長女	4			٠	:	35,000		
		11210	1						<u> </u>	L R. H. H.			24,000		
	E A 2 2			COR O				1		1.4					
TIXE.				I II		13.52	83	14 14	-		1.1	3:	30,000		
				- 75 23 7		- SPC		11 +	* 4		•		30,000		
					8			6			•		30,000	+	
0 1972 - 12		50,000		30	000		107394 3-107 10100			tid B		1,90	50,270		
					500			1				13	20,000		
2.6									te.		٠		30,270		
월사왕국 , , , , ,					- 1					βĥ		1			
-								G	(15,						
	特別技 ~エの条	除 件をすべ [、]	て満たす	場合、♬	記偶書	皆特別者	除を適用	1172	5225	ができま	け。				+
1 1	ちなたの-	記偶者が 令和5年は し下である 事業専従	ゆ合計	听得金都	質が1	,000万日	円以下で、	あれ	なたの	配偶者	するの合	ことは 115年中	できませ ロの合計的	ん。) 斤得☆	金額力
エヨ	もなたの! 除	記偶者が、	この種	除の通)	用を	受けない	220						1		
		族を有す? あなたと!												E-ds A	877
×	分					要	件					1 22 11 1	10/110/364	控制	ê 10
	· 養親族 · 養親族	19歳以上 70歳以上	:の人				2 日~平 あなたやま あなたの費				幕周 1 とし1	で、あな ているよ	た又は	-	万円 万円
		(昭和29)	年1月1日		同居	老親等以	別の人							38)	万円
	扶養親族	特定扶養				で16歳	以上の人	平成	20年	1月1日	以前生	=)		33)	5円

28 基礎控除 合計所得金額 推除額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超~2,450万円以下 29万円 2,450万円超~2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円

<i>2</i> 1							41 1947-197 - 2018		7	
	11	11	ガキ	ŀ	不動產		市〇〇61番地			1,000,000
- 1				ł ł		0				.,
1										
Ē										
7						-	1217-121-0			66.0
									19	
1										
						1	LANGE CAN			6
	244 ·									
_	110							0.34	A.	A Minte
					個人年金	Δl	∆生命保険	600.	000	550,000
- 1										
		_						1 11 (A -)		\$0,000
						1.1.1	en-en-trans.			
- M					6.000 A	B) 4	= () = (;			10 4 4 (C-D)
		1 N	-		P	R		A		*
- I *										2
	-			00,000	950,00		650,000	500,0	000	150.000
100	$c \in c$		1	6158 H.		ti Rim.	-	((#+#)×1/I	• (75,000
11.										<u> </u>
			100	ST (0)	(* . 1 () B			9 12 10		 1.57 (SHP)
	9290				11	11		~		
	9230		1							
	8-96	_	-					4 ~		
		1								
2			-					898.8.S	skot	
	71.00			뢇			97	O×市O×1 00春地	ч	
	71 EC	小笠	千代					00春地		
	A.8			蒙승			97			
	_									
			11.0	199			14. WERFJEF			
					C. 7068-		01205.050			
		5	PEALTC	2344		n	2.0. TELEVIS		5	
							ARRIVE	6169 5		
					H	1	THE R PROPERTY AND	televit	Married Street	CARLES & W.C. Marrie
	#334##	(8,2 % % % ((8,2 % % % % % % % % % % % % % % % % % % %	A#40	022						REALSON,
	***	(8,2 % % % ((8,2 % % % % % % % % % % % % % % % % % % %	A#40		1年時後か行・国			12.980-86-89 は孝武将になり	1100	ご () () () () () () () () () () () () ()
	#大牛# 	18,7 % % () 19,40 % % ()	1944 1950	111	上 新聞の 1. 新聞の) Rinki Lizho	国際総算影響の第 以名	12.980-86-89 は孝武将になり		ご () () () () () () () () () () () () ()
01	#\$\$# \$658 \$655 \$155 \$155 \$155 \$155 \$155 \$155 \$155	18,27 # 11 42 [13]-07(18) 21(2:5) (#2	1994 1996 1996	-	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	」 天日10日 入口内内 されていた	建設備用量率2個 現在 世界	12日日 - 12日 - 1 - 12日 - 1 - 12日 - 1 - 12日 - 1 - 12日 - 1 - 12日 - 12 - 12日 - 120 - 1	1707 188210	ご () () () () () () () () () () () () ()
	#\$\$# \$658 \$655 \$155 \$155 \$155 \$155 \$155 \$155 \$155	18,7 % % () 19,40 % % ()	1994 1996 1996		は 正規制 の に 1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石) (1. 石利の) (1. 石) (1. 石利の) (1. 石) (1. 石)				1 1 7 07 662 60	 ご覧力ください 時
	株式年齢 時分が後 時分方法 (余年中令 百分でき	in a n n n n Nai-coiste Nai-coist	99999 09999 099990 0		は 正規制 の に 1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石) (1. 石利の) (1. 石) (1. 石利の) (1. 石) (1. 石)		建設備用量率2個 現在 世界	12日日~4月1日 1月22日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	1 1 7 07 662 60	こご豊心 く だきい 1941 1940年前 - 市内
3	株式年齢 時分が後 時分方法 (余年中令 百分でき	in a n n n n Nai-coiste Nai-coist	99999 09999 099990 0	111	は 正規制 の に 1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石利の (1. 石利の) (1. 石) (1. 石利の) (1. 石) (1. 石利の) (1. 石) (1. 石)	」 天日14日 入に内有 多れていた 本を実計し った <u>4-</u> 	130年1月日中の日 13日 13日 13日 13日 13日 13日 13日 13日 13日 13	12日日 1月22日 1月22日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	1 1 7 07 662 60	こご豊心 く だきい 1941 1940年前 - 市内
3	株式年齢 時分が後 時分方法 (余年中令 百分でき	18,27 # 11 42 [13]-07(18) 21(2:5) (#9	99999 09999 099990 0			」 天日14日 入に内有 多れていた 本を実計し った <u>4-</u>) ()) ())))))))))))))	12日日 1月22日 1月22日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	1 1 7 07 662 60	ここ 1993年 1995 1995
3	● 単式 ● 単分析	18月月1日 13月47日第二 21日大日(井田 21日大日(井田 21日大日 21日 21日 21日 21日 21日 21日 21日 21日 21日 21	日本 (日本 (日本 (日本 (日本)(日本) (日本)(日本) (日本)(日本) (日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)			」 天日14日 入に内有 多れていた 本を実計し った <u>4-</u>) ()) ())))))))))))))	12日日 1月22日 1月22日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	1 1 7 07 662 60	こご豊心 く だきい 1941 1940年前 - 市内
3	# 末 年前 時 5 前 月 前 1 方前 二	(東京寺当代) (月-27市場) (月-27市場) (月-27市場) (日-2市市 (日-2市市) (日-2市) (日-2市) (日-2市) (日-2市) (日-2市) (日-2市) (日-2市) (日-2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1			単語 明確 2017 - 20 1. 2019 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		二次代 二次代 二次代 二次代本 二次小本 二次一、 二次一、 二次一、 二次一、 二次一、 二次一、 二次一、 二次一、		12707 88280 8	でご覧向く 初本(6月 8日10月前 - 日本 3
3	# 末 年前 時 5 前 月 前 1 方前 二	 (株式市市場底) (株式市市市局) (株式市市局) (地市局) 	単単数 時期の 時期の 初 期間の 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			 民間時間 ALEPAR ALEPAR ALEPAR ALEPAR (1)中44 者や我		に (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	1ますの3 88た140 金 附称141	たご豊均ください mpi dbhox台の市内)
3	# 末 年前 時 5 前 月 前 1 方前 二	は東京参加401 はあっかの第二 はかっかの第二 はかっかの第二 かかいかかかい たっていたかった。 はたまままた。 に たっていたかった。 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていでで、 たってい たっていで、 たっていで、 たってい たってい たってい たってい たってい たってい たってい たってい	単数40 単数40 10 #本内株 の目1番米 を除たとそう			」 民間時間 ALERA	国際世界記事の第 近年 一 作者 二 作者 二 であ 上 注除れ たいか 上 注除れ たれいかゆ こその 続くりかゆ こその 続くりたる 続くていた場 がすることである。	は医索品の 合、次の金	■ 主子 (27) あ 年 た 1 4 1 か 日 1 1 か 日 1 1 か 日 1 1 か 日 1 の 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 の 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	たご豊均くだらい mpi dbhox約-mh 、 大雅漢師、 以
3	# 末 年前 時 5 前 月 前 1 方前 二	は東京参加401 はあっかの第二 はかっかの第二 はかっかの第二 かかいかかかい たっていたかった。 はたまままた。 に たっていたかった。 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていたいで、 たっていで、 たっていたいで、 たっていでで、 たってい たっていで、 たっていで、 たってい たってい たってい たってい たってい たってい たってい たってい	単数40 単数40 10 #本内株 の目1番米 を除たとそう			」 民間時間 ALERA	国際世界記事の第 近年 一 作者 二 作者 二 であ 上 注除れ たいか 上 注除れ たれいかゆ こその 続くりかゆ こその 続くりたる 続くていた場 がすることである。	は医索品の 合、次の金	■ 主子 (27) あ 年 た 1 4 1 か 日 1 1 か 日 1 1 か 日 1 1 か 日 1 の 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 の 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	たご豊均ください mpi dbhox台の市内)
3	様式年前 除存約項。 時行方法 (油単中令 (油単中令 (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単一の) (油単中令) (油) (油) (油) (油) (油) (油) (油) (油) (油) (油	は、非年生化 は、非年生化 は、から、 は、から、 は、ままた。 など、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、ままた。 には、またたた。 には、またた。 には、またた。 には、またた。 にの、 には、またた。 にの、 には、またた。 にの、 にの、 には、またた。 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、 にの、	中野女	#### #######################		」		に (は 医 森島 (は 医 森島 (た な (た な) ()) ()) () () ()) ()) () ()) ()) ()) ()) ())) ())))	■ 主子 (27) あ 年 た 1 4 1 か 日 1 1 か 日 1 1 か 日 1 1 か 日 1 の 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 か 日 1 の 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	たご豊均ください mpi dbhox台の市内)
01	中式学校 株式学校 株式学校 株型学会 自分でき はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 は、 は、 にので、 は、 にので、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	は、東手相似 は、東手相似 は、「小」、「「」」、 は、「」、」、 は、」、 は、」、 、」、 は、 、」、 、」、 、」、	中部4	#### ##### ##### ##### ######		」	田田 (1995) 田 (1995) (1995) 田 (1995) (1995) 田 (1995) (1995)		1 生すの3 <u>8</u> 単た 1 生すの3 <u>8</u> 単た 1 生 1 生 1 生 1 生 1 生 1 生 1 生 1 生	2118 (1) ください 時日
	中式学校 株式学校 株式学校 株型学会 自分でき はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 は、 は、 にので、 は、 にので、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	 (株式条制化) (株式条制化) (株式条制化) (株式条件) (株式条件)<			単一時一日で、1、2000年	」 氏間的 Alenddo Alenddo Alenddo Alenddo Alenddo Alenddo Alenddo	武法 二 二		1 生すの3 <u>8</u> 単た 1 生すの3 <u>8</u> 単た 1 生すの3 1 生まの3 1 生ま	2010日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の1月1日の
8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中式学校 株式学校 株式学校 株型学会 自分でき はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 は、 は、 にので、 は、 にので、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	 (株工学社会) (株工学社会)	単数40		単規構設です。 二、注:	」 氏間時間 ALERA	武法 法法 大会		■ 生すの1	たご豊力ください (約) (約)の水伯・市油 (注意前、単 (注意前、単 (注意前、単)
	中式学校 株式学校 株式学校 株型学会 自分でき はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 は、 は、 にので、 は、 にので、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	 (株式等単規数) (株式等単規数) (株式の前隔) (株式の前隔) (株式の前向前面) (株式の前向前面) (株式の前向前面) (大式の前向前面) (大式の前向前面) (大式の前向前面) (本) (*) (*)<			二日本の一部である。 二日本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本	」 氏間時間 ALERA	武法 二 二		■ 生すの1	20日前ください (株) (第一日前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の
	中式学校 株式学校 株式学校 株型学会 自分でき はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 はました。 は、 は、 にので、 は、 にので、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 は、 した。 で、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	は東季単化 (東季単化) (東季単化) (東季単化) (東季単化) (東季単化) (中国)			二日本の一部である。 二日本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本	」 ISL ISL	武法 法法 大会		■ 生すの1	20日前ください (株) (第一日前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の前の

			あな	たの合計所	得額
\sim	1.8	なたの配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円趨 1,000万円以下
配偶者	48万円	一般の控除対象配偶者(70歳未満)	33万円	22万円	11万円
控除	以下	老人控除対象配偶者(70歲以上)	38万円	26万円	13万円
		48万円超~100万円以下	33万円	22万円	11万円
	1	100万円藏~105万円以下	31万円	21万円	11/0/13
	1	105万円超~110万円以下		18万円	9万円
配偶者	1	110万円超~115万円以下		14万円	7万円
RC 偽 者 特別控除	1	115万円超~120万円以下	16万円	11万円	6万円
TTATISTIC PART	1	120万円超~125万円以下	11万円	8万円	4万円
	1	125万円超~130万円以下	6万円	4万円	2万円
	1	130万円超~133万円以下	3万円	2万円	1万円
		133万円超~	0円	0円	0円

●所得の種類

- 771 IN 19 18 AR	
① 営業等	卸売業、製造業、販売業、修理業、料理飲食店業、確設業、大工、左官、サービス業、各種外交員、 整等の経営者、医師、弁護士、税理士、作家など、事業から生ずる所得。
②農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。
③ 不動産	貸家、貸地、貸店舗、貸アパート、貸駐車場などから生ずる所得。
④利 子	預貯金や公社債の利子及び公社債投信や貸付信託の収益の分配金などによる所得。 原則として源泉徴収により納税が完了することになっており、申告をする必要はありません。
⑤配当	株式や出資金に対する利益の配当、余利金の分配金などによる所得。 上場株式等の配当については源泉徴収されているので申告をする必要はありません。
⑥給 与	給料、賃金、賃与、俸給などの所得。所得額の算出は右表1を参考にして計算してください。 なお、事業専従者控除として必要経費に算入された金額も給与となります。 また、所得金額調整控除の対象者は下表3を参考にしてください。
(公的年金等)	年金、思給などによる所得。所得額の算出は右表2を参考にして計算してください。
⑦ 雜 (葉 務)	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などに より、給与ではない報酬・料金として得た収入による所得。
(その他)	生命保険(郵便)年金、離礼金など、上記①~⑥及び⑧のいずれにも該当しない所得。
⑧ 譲渡 · 一時	譲渡所得、一時所得、山林所得については、判定基準、計算、必要書類など複雑ですので、税務 署あるいは市役所税担当課へお問い合わせください。

表3 所得金額調整控除

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、次の①から③のいずれかに該当する場合 ①特別障害者に該当する。

- (2)年齢323 歳未満の状象機族を有する。 (②牛齢323 歳未満の状象機族を有する。 (③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。 【所得金額調整控除額計算】 〔給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は 1,000万円) 850万円]×10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る維所得の金額がある納税義務者で、給与所得控除後の給与等の 金額及び公的年金に係る羅所得の金額の合計額が10万円を超える場合

【所得金額調整控除額計算】 - (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)+公的半金等に係る羅所得の金額 (10万円を限度)]-10万円

	0 6 M			876) 8 4			×	1	a 2			Г
											R	
E												
			÷	1	t							
			. *	i it	60	1 1	H (<u>k</u> (- 1 I			
-41			14 4			R R	11	1.01		1.E.I	8 m	
		*1	11		# 0					_		
						PI		-				
			1	b (9	Ш. Н	11	9 . I	F 1.	1.7.1	2 1 1 N	
								_				
ž,	De.						29 %	(14)				
11	(13) (13)			8		-						
		1					建設 の		a-8		- ž	
			_									
2.2		* 5, 4	ş 👘					1 .	4-8	-#	- 2	
							A 19 8		· ★ · 제 ·	* •	•	
hr	1.1	副教授 政治									N	
17	1	-	*	1.1			1 1	-		1		
	1 8	8				말 추		•		I	1	
•			÷	1.1			1.1				281	
1	<u>۽</u> چ	4			雷	활수	1	•	2.			
			•	1.1	<u>4</u> 4	<u>.</u>	1.1	-			28	
•	<u>ب</u> لغ		-		韴	÷.,	-	-	21			
1.0		<u> </u>	•		24						Sin a	
	1	名 個人者			龤	***		·		at it		
2			T		87	3.4					-	
	4 * *				<u> </u>					an a		
27			1841	tt. 84		te a		the state	7. A		201	
			0,	1	1.	4	ЛЦ		E.	λ¥.Τ	e in	
•						÷						
	ä Þ			B		2 11 11:	112111	8	4.1.3	11443	- 100 - 10	
		44	**	7 7 7 7		1773			1 11	4.1	7194	
					×				Ħ	• £	5-65	
_										-		
R	_		-		-	日 (大				1		
			1.1		1999 1		HARA		0.000			
F	-					鞣		•		1	R	
11/			1.1			1.1	ind-a	1				
1.1			1.1				19840					

	下書き用の申	音書	提出用中告書の下書きとしてご利用ください
c,	URPOSING TOTAL		
	***	実業の力量数(
5			
D.			
	合 👘		
	<u>#4#1100</u>	<u> \$ # \$ \$ \$ 0 0 </u>	
	##人学会祭教件の第 R	目前人学会学数条の	

	F	·	● 중 单 개 ㅋ
		BALLERRACI	<u>m</u> 2 2 3 3 3
	P		H - N 7
		ひとり茶 (学校社) 社 教	
	1 8 8	単位の構成 泉・田・田	
	2 武者	REOFER 4-8-#	출 두 후 후
P	副業者 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	4年1月日 第1天・第1平 ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	a 1		11日 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
-	- A		
_	A T A A A A A A A A A A A A A A A A A A		
-	<u>創入書号 </u> 名 <u>彼</u> 料 平/4		
	<u>~ 羽白 </u> *** 御人参登		4 <u>生命指法转进</u> 图 即
	<u>またまで、</u> 名 111 〒・4		
-	** (<u>76</u>)*** ■人参受		· · · · · · · · · · · · · · · · ·
÷ • •	Weith an a state of the second state of the second state of		- 패 등 불경운운공 수업
Íİ.		日日の日本の主要の	
		•	
i D		MIRTO - 108000611961996	
	B	B	
	スネッカビ会会中 日本的		274 · ··································
80.	^	N D 9-30 40000	
	a By San		日本主法法 〇
T	*** 해 좋 수		* (***********************************
ŧ.			
1	- 배류추	4806.	「個人の考測には、個人等考別が時になける何度 の個人を増加する上のの思うな用意味に加する出版 最初期の時に用意する個人等考生いう、1を意思して
••			- CEAN.

にも記録する相がありますから決定してください。

表1 給与所得金額の計算

給与等の 収入金額	(合計)	_円 A
●▲の金額が1,63	28,000円未満の	の方は次の表で計算します。
Aの金額		給与所得の金額
~550,9	99円	円0
551,000円 ~1,618,9		50,000円 円
1,619,000円 ~1,619,9	99円 -	1,069,000円
1,620,000円 ~1,621,9	99円 -	1,070,000円
1,622,000円 ~1,623,9	99円 -	1,072,000円
1,624,000円 ~1,627,9	99円 -	1,074,000円

 の金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の方は 次の表で計算します。

A ÷ 4	(千円未満 -	の増数切捨て) ,000円	в
日の金	舗	給与所得の金額	
407,000円		B×2.4+100,000円	
~44	9,000円	-	円
450,000円		B×2.8-80,000[4]	
~89	9,000円	-	m
900,000円		B×3.2-440,000[4]	
~1,64	9,000円	-	۳

●▲の金額が6,600,000	円以上の方は次の表で計算し	ます。
Aの金額	給与所得の金額	
6,600,000[7]	A×0.9-1,100,000円	
~-8,499,999[4]	-	۳
8,500,000円~	A - 1,950,000円	
0,000,000[]~	-	m

表2 雑(公的年金等)所得金額の計算

公的年金等の 維所得の((入全額) [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]
--

昭和34年1月2日以後に生まれた方(年齢が65歳未満の 方)は次の表で計算します。

公的年金等の 収入金額 (C)	公的年金等の幕所得の金額			
	公的年金等に係る線所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
~1,299,999円	(C)	(C)	(C)	
	-600,000円	-500,000円	-400,000円	
1,300,000円	(C)×75%	(C)×75%	(C)×75%	
~-4,099,999円	-275,000円	-175,000円	-75,000円	
4,100,000円	(C)×85%	(C)×85%	(C)×85%	
~7,699,999円	-685,000円	-585,000円	-485,000円	
7,700,000円	(C) ×95%	(C) ×95%	(C) ×95%	
~-9,999,999円	-1,455,000円	-1,355,000円	-1,255,000円	
10,000,00069~~	(C)	(C)	(C)	
	-1,955,000円	-1,855,000円	-1,755,000[4]	

昭和34年1月1日以前に生まれた方(年齢が65歳以上の 方)は次の表で計算します。

0.000	公的年金等の離所得の金額			
公的年金等の 収入金額 (C)	公的年金等に係る論所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
~- 3,299,999 円	(C)	(C)	(C)	
	-1,100,000円	-1,000,000円	-900,000円	
3,300,000円	(C)×75%	(C)×75%	(C)×79%	
~-4,099,999円	-275,000円	-175,000円	-75,000円	
4,100,000円	(C)×85%	(C)×85%	(C)×85%	
~7,699,999円	-685,000円	-585,000円	-485,000円	
7,700,000円	(C) ×95%	(C)×95%	(C)×95%	
~-9,999,999円	-1,455,000円	-1,355,000円	-1,255,000円	
10,000,000(4) ~-	(C)	(C)	(C)	
	-1,955,000円	-1,855,000円	-1,755,000[4]	